

着信課金機能に関する利用規約

第1条（規約の範囲）

株式会社三通テレコムサービス（以下「当社」といいます。）は、着信課金機能（以下「本機能」といいます。）に関する利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、本機能の利用契約を締結した者（以下「契約者」といいます。）に本機能を提供します。

- 2 本機能の利用には、別途当社の i・Line サービスの利用契約の締結が必要となります。
- 3 本機能の利用について、本規約で定めのない提供条件は、i・Line 契約約款の規定が準用されるものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（本機能の内容）

本機能は、本機能の契約者が利用する i・Line サービスの回線の番号に着信課金電話番号を割り当て、その番号に着信する通話の料金を契約者が負担するものです。

- 2 当社は、契約者が利用する回線の番号に割り当てる着信課金電話番号として、0120 または 0800 で始まる番号を付与するものとします。
- 3 本機能には別に定める料金表に規定する細目があります。
- 4 本機能の利用料金は別に定める料金表に規定するとおりとします。

第4条（利用契約の単位）

当社は、一つの契約者毎に本機能の利用契約を締結します。

第5条（通話等の時間の測定）

本機能の通話等の時間の測定は以下の通りとします。

- (1) 通話の時間は、本契約に係る着信課金電話番号に対し発信された通信に、i・Line 契約約款中にいう「三通テレコムゲートウェイ設備」が応答した時点から開始し通話等の終了までとし、当社が測定します。
- (2) 前号ついて、通話が月をまたぐ場合は終了月の通話とします。

第6条（責任の制限）

当社は、契約者が本機能の利用に関して被った損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

第7条（消費税等）

本規約で規定されている料金その他については、別に定める料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

- 2 本規約に係る料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合の処理の方法については、i・Line 契約約款の料金の計算方法に関する規定を準用するものとします。

第8条（裁判管轄・準拠法）

本規約に関し、当事者間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

- 2 本規約は日本国法に基づき解釈され、日本語版の日本語表現を優先するものとします。

別記

料金の計算及び支払い方法

契約者が本規約に基づいて当社に支払う料金については、回線約款の料金の計算及び支払い方法に関する規定を準用するものとし、利用する回線の利用料金と併せて支払うものとします。